

農水第2786号  
平成27年2月6日

沖縄防衛局  
調達部長 沼尻 邦男 殿

沖縄県農林水産部長 山城



大浦湾内へのアンカー（コンクリート製及び鋼製構造物）の  
設置方法等について（照会）

平成27年1月30日付け沖防調第394号により、貴殿から回答のあった件について、沖縄県漁業調整規則第39条に規定される「岩礁破碎等行為」、又は岩礁破碎等の許可に関する取扱方針第8に規定される「協議事項」に該当する行為であるかどうかを確認するためには下記の内容が必要ですので、再度情報を提供していただきたく、平成27年2月12日（木）までに、文書により回答願います。

記

1. 平成26年8月28日付け沖縄県指令農第1381号により、岩礁破碎等の許可を受けた範囲と、アンカーと称されるコンクリート製及び鋼製構造物（以下、「構造物」という。）の設置位置との関係
2. 構造物設置の際に、「岩礁を破碎し、又は土砂若しくは岩石を採取しようとする」行為があるか
3. 設置される構造物の重量別設置個数